

福祉のコーナー

児童手当を 受給されている方へ

児童手当を受給されている方は毎年一回、六月中に「児童手当現況届」を市に提出していただくことになっています。

この「児童手当現況届」とは、受給者の前年の所得の状況、養育の状況等、毎年六月一日の状況を確認して今年の六月から引き続き児童手当の支給を受けることができるかどうか、をみる大切な届けです。

必ず期日までに提出してください。もしこの期間内に届け出をしない場合は、支給要件にあてはまっても、六月以降の児童手当の支給を受けることができませんから、ご注意ください。

「特例給付」

昭和五十七年六月から、今まで児童手当を受けられない被用者で、前年の所得が一定の額に満たない時は「特例給付」が支給されますので、三人以上の児童がいて、今まで認定請求して却下された被用者も申請してみてください。

届け出の際、持参して頂くものは

- 一、印鑑
- 二、保険証

三、厚生年金に加入している人は厚生年金証書、または記号番号のわかる証明書

なお、児童手当受給中につきのような変更があった場合は、一四日以内に手続きをしてください。

○住所が変わったとき

○公務員または、公共企業体の職員になったとき

○氏名が変わったとき

○受給者が死亡し、そのときまでの分の児童手当がまだ支払われていないものがあるとき

○子の出生により、支給要件児童が増加したとき

○支給要件児童が一八歳になったとき

諸用紙は市福祉事務所にあります。所要事項を記載し届け出をお願いします。

お問い合わせは
☎(一一一) 内線二七七

老人医療費 受給者証の更新

七〇歳以上のおとしよりの方は老人医療費受給者証が交付されています。この受給者証の有効期間は、六月三〇日までとなっております。七月一日より使用する新しい受給者証の交付については、七月一日までにご家庭に郵送にてお届けいたしますので、手続きの必要はありません。新しい受給者証が届きましたら、今までの受給者

証を最寄りの出張所または、市福祉事務所へおかせください。

なお、六十八歳、六十九歳の老人で老人医療費受給者証を交付されている方は、六月二〇日から三〇日までの間に市福祉事務所へ検印を受けてください。ただし扶養義務者が都留市以外在住の場合は手続きが必要です。また、六十八歳以上で(所得制限あり)受給されている方は手続きをしてください。

手続きには、保険証と印鑑が必要です。

お問い合わせは市福祉事務所
☎(一一一) 内線二七七

母子家庭医療費 受給者証の更新

母子家庭の方には、母子家庭医療費受給者証が交付されていますが、この受給者証の有効期間は六月三〇日までとなっております。七月一日から使用する新しい受給者証の更新手続きは六月中にしてください。手続きには保険証と印鑑が必要です。

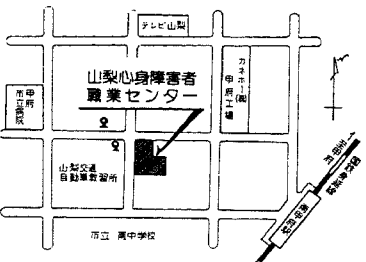
お問い合わせは
☎(一一一) 内線二七七

山梨心身障害者職業センターを利用しよう！

当センターは、心身に障害のある人たちに對して、職業をえらぶ

にはどうしたらよいのか、また職業生活に對する不安などの問題解決のために知的、身体的、社会的等の能力検査を中心とした職業相談を行い、就職の促進を図っております。相談の秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

案内図



交通のご案内

○国鉄：身延線 南甲府駅下車 徒歩五分
○バス：山梨交通バス
山交百貨店前より城東経由南甲府駅伊勢町行 山梨交通自動車教習所前下車

割引乗車券は身体障害者手帳の提示でOK!!

今回、身体障害者旅客運賃割引証が廃止され、四月二〇日以降は身体障害者手帳を発売窓口で提示し、行先、乗車券の種類を口頭または、メモの提示により申し込むことによって割引乗車券を購入することができるよう改正になりました。

なお、四月二〇日以降も当分の間は、割引証による購入も受け付けられます。



都留市の気象

	57年4月	56年4月	10年間の平均
最高気温	25.0℃	27.9℃	26.4℃
最低気温	(5)-1.0℃	(3)-0.6℃	-1.4℃
平均気温	11.7℃	12.2℃	11.8℃
降水日数	1mm以上9日	1mm以上11日	1mm以上10日
降水量	98.5mm	100.5mm	115.0mm
平均湿度	72%	70%	69%

都留市消防署調べ()はその日